第2回但馬地区選手権ダブルス テニス大会参加者募集

日 11 月 25 日 ※予備日なし (日)午前9時

所神美台スポーツ公園 スコート(神美台) テニ

対但馬テニス協会所属クラブ 勤の方 員または但馬地域在住・在

料1組2千円(学生は千円 ルス 種旦男子ダブルス、女子ダブ

申期11月17日(土)

▼tajima-tennis-aso@vc 藤直喜さん☆F4-0281 但馬テニス協会事務局 齋

ınaker.or.jp

教室·講習·講座

コウノトリ文化館市民講座 ノリザーブドフラワー レンジメント教室

日 11 月 18 日(日)午前10時~正

所 コウノトリ文化館 1 階 学

料2500円 内キャンドルで飾ったクリス マステーブルリース作り

20人

]キッチンばさみまたはペン

期11月16日(金)

問コウノトリ文化館

酒害教室

家族など 方、お酒のことで悩んでいる から言われてもやめられない 「お酒をやめなさい」と医師



きます。 第2回

旦11月6日(火)午後3時30分 ~ 4 時 30 分

テーマアルコール依存症の治 療と回復

講師医師 川島啓嗣さん

第3回

日11月15日(木)午後3時 ~4時30分 30 分

講師臨床心理士 テーマアルコール依存症者 心理と家族の問題 田口久芳さ 0

第4回

~ 5 時 11月22日(木)午後3時30

テーマ「断酒会・AA会員」を

講師医師

井 古岡隆一さん

共通事項 ----

所公立豊岡病院 的室(戸牧) 多目

圆公立豊岡病院精神科外来 22 | 6 | 1 | 1 | F | 22 | 0 | 0 | 8 | 8

普通救命講習

旦11月18日(日)午前9時 習種別普通救命講習Ⅰ 正

日

11月3日(土・

祝)午前

10時

所日高農村環境改善センター 多目的ホール(日高町国分

内成人に対する心肺蘇生法、 血時の止血法、 器)の取り扱い方法、大出 AED(自動体外式除細動 窒息時の

定 30 人

申方豊岡消防署、 クス、またはメール ムページにも掲載)に記入 申込用紙(市消防本部ホー 持参、郵送、ファッ および駐在所にある 各分署、 出

申期11月11日(日)必着

4

椢 談

社会保険労務士による年金

無料相談会

所コープデイズ豊岡 ビー(加広町) ~午後4時 1 階 口

相談內容年金相談(厚生年金) 国民年金など)

問兵庫県社会保険労務士会但 馬支部☎24-1441

行政書士による遺言・相続 無料相談会

所じばさん但馬(大磯 **旦**11月17日(土)午後1時30

問兵庫県行政書士会但馬支部 0 7 9 6 94 $\begin{array}{c} 1 \\ 0 \\ 6 \\ 0 \\ 6 \end{array}$

相談內容遺言、相続

消費者問題・成年後見等 司法書士による 相続・登記・多重債務

市民生活無料法律相談会

≺shobo-keibo@city.

toyooka.lg.jp

toyooka.lg.jp

★http://119.city.

所市民会館 **旦**11月17日(土)午後1: 時 ※予約制 4 階 中会議· 時 (室 4

予約問兵庫県司法書士会但 支部 .馬

(立野町)

☎079-676-3368

その他

事後評価原案を公表します 都市再生整備計画事業 総合健康ゾーン整備地区

実施します。 迎えるに当たって事後評価を 備地区」が事業の最終年度を 本年度、「総合健康ゾーン整

案」をもとに、 市が作成した「事後評価原 市民の皆さん

に対する意見をお寄せくださ 表する予定です。ぜひ、 評価結果を平成25年3月に公 原案

旧まちづくり交付金事業)は、 [の都市再生整備計画事業

を反映し、 での審議を 監視委員会 市事業評価 からの意見

経て、最終

地域の特色を生かしたまちづ としています。 会の活性化を図ることを目 くりを支援し、 地域経済・社

事後評価によって検証を行い 今後のまちづくり方策の検討 を行うこととしています。 閲覧方法市ホームページまた のための数値目標を設定し、 事業では、事前に効果測定 は担当窓口で閲覧

閲覧期限11月7日(水)

意見提出方法]意見書様式(任 年齢、電話番号、および意 ファックス、またはメール 見を記入の上、持参、郵送、 意様式可)に住所、 氏名、

意見募集期限11月9日(金)必

提 出先新庁舎建設室

toyooka.lg.jp

閲覧場所

建設課☎21-9007

屋外広告物 る場合は、

- 健康増進課☎24-1127
- 新庁舎建設室

事前に申請または届け出をし

定められていますので、必ず

屋外広告物を

許

可

掲出したい

てください。

福祉タクシー事業者を

重度の障害のある方を対象 追加しました

とする「障害者福祉タクシー」 の事業者を追加しましたので、 お知らせします。 追加事業者 介護タクシーあお

※屋外広告物とは、

常時また

公衆に表示する看板、立看 は一定期間継続して屋外で

はり紙、

広告塔、広告

のぼり旗などをいう。

※事前予約で車いすの方の乗 車可能 ぞら(出石町福住405-1) 20 | 36 0 7 **F** 52 | 466 1

問社会福祉課障害福祉係 合支所市民福祉課 ☆24 - 7033または各総

申請や届け出が必要です! 屋外広告物を掲出するには

安全の妨げになったり、 無秩序に掲出すると、交通の らしの中で必要なものですが、 の景観を損 屋外広告物は、私たちの暮 周辺



屋外広告

あります。

なう恐れが

物を掲出す

法や県条例で一定のルールが

屋外広告物掲出の手続きの流れ

談

屋外広告物を掲出

※掲出期間の定めあり

相

(市都市整備課)

申請または届け出 ※不要な場合あり

※掲出期間を更新する場 合は、掲出期間が過ぎ る30日前までに、手続 きが必要です。

請 • 観政策係☎23-1712 届 け出間都市整備課景

せんので、注意してください。

には屋外広告物を掲出できま

なお、原則として、道路上